

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定によつて、法令等によつて、
く団体等に対する県の監査・検査等に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によつて、
別冊のとおり公表する。

平成三十年三月十九日

同	同	同	広島県監査委員
赤	奥	東	安
木			井
稔	兆	保	裕
明	生	幸	典